

## 令和6年度組織改正（案）について

堺市では、令和6年4月1日付けで組織改正を予定していますので、別紙のとおりお知らせいたします。

問 い 合 わ せ 先	(市長事務局に関すること) 担 当 課：総務局 行政部 行政経営課 電 話：072-228-8632 ファックス：072-228-1303
	(上下水道局に関すること) 担 当 課：上下水道局 サービス推進部 事業サポート課 電 話：072-250-9108 ファックス：072-250-9146
	(議会事務局に関すること) 担 当 課：議会事務局 総務課 電 話：072-228-7811 ファックス：072-228-7881

## 令和6年度 組織改正の概要（案）

### 1 基本的な考え方

市政運営の大方針である「堺市基本計画 2025」に掲げる「未来を創るイノベーティブ都市」の実現に向けて、施策や事業を着実に推進するためには、効果的かつ効率的な事務執行体制の構築が必要となります。

これを踏まえ、「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織の合理化」等の観点から組織体制の強化等を図るため、必要な組織改正に取り組みます。

### 2 組織改正の概要

令和6年4月1日付けで下記のとおり組織改正を実施します。

#### (1) 重要施策の推進体制の強化

##### 子どもの貧困対策等の推進（子ども青少年局） 《新旧対照表 2 頁》

- ひとり親家庭の生活向上と経済的自立の支援や、困窮家庭等の子どもや若者との繋がりを確保の取組等を推進・強化するため、また、各区の母子保健機能と児童福祉機能の効果的な連携を支援するため、子ども青少年育成部に「**子どもの未来応援室**」（課相当）を新設します。

##### 市民に開かれた議会の実現（議会事務局） 《新旧対照表 5 頁》

- 市民に開かれた議会の実現に向け、議会の権能と政策立案の強化に資する事務執行を確保し、議会・議員の政策立案・調査を支援するため、調査法制課を総務課に統合し、「**政策総務課**」に改称の上、同課に「**法制担当課長**」を新設します。

#### (2) 喫緊の課題への対応

##### 子育て環境の整備の推進（子ども青少年局） 《新旧対照表 2 頁》

- 待機児童解消の進捗に伴う今後の施策展開として、保育関連施策の情報発信の強化や保護者の利便性・満足度の向上を図り、より一層子育てしやすい環境整備を行うため、子育て支援部の待機児童対策室を幼保推進課に統合し、「**幼保政策課**」に改称します。
- 教育・保育施設等への相談支援体制の強化や効果的かつ効率的な指導監査の実施により、安全・安心な保育環境を確保し、更なる教育・保育の質の向上を図るため、子育て支援部に「**幼保支援課**」を新設します。

##### 経営力と技術力の向上（上下水道局） 《新旧対照表 4 頁》

- 堺市上下水道事業経営戦略の着実な推進と上下水道事業の技術力の向上を図り、適切な事業監理とガバナンスの強化を目的に、局次長を「**企業経営担当**」（経営企画室、サービス推進部を所掌）と、「**技術監理担当**」（水道部、下水道管路部、下水道施設部を所掌）の2人体制に変更します。
- 併せて、技術監理担当の局次長の下で、上下水道事業における設計審査機能を強化するため、局付けで「**技術力強化担当課長**」と「**工事検査担当課長**」を配置します。

### (3) 組織の合理化

#### 事業の進捗に応じた体制整備（市長公室、北区役所） 《新旧対照表 1、3 頁》

- ・G7 大阪・堺貿易大臣会合の終了に伴い、市長公室貿易大臣会合協力室を廃止します。
  
- ・令和 2 年度から北区役所で実施してきた学校連携支援事業の進捗に伴い、同事業を推進する北区 児童・生徒・学校支援チーム（愛称「NEST」）と、同チームを支援する北区役所学校連携支援担当課長を廃止します。なお、同事業については、引き続き北保健福祉総合センターで実施します。

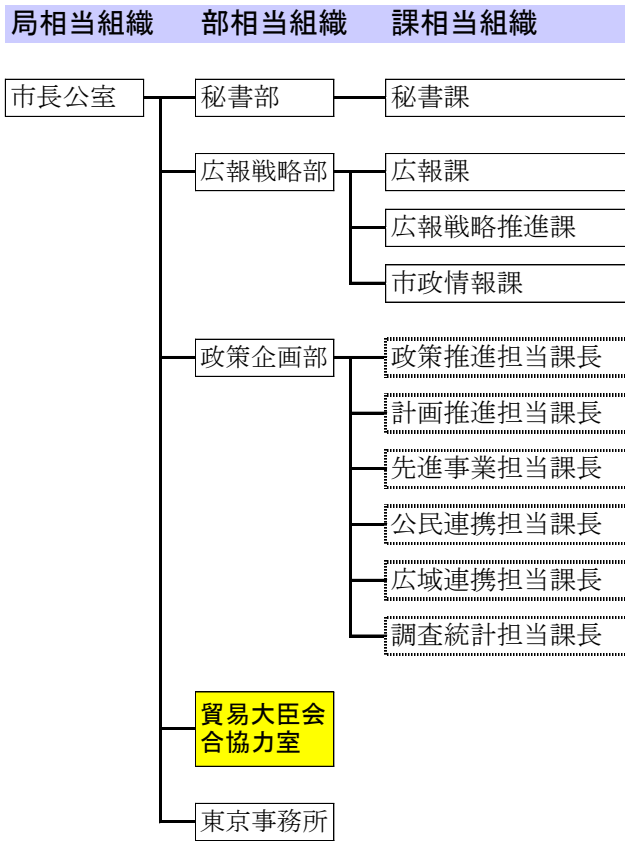
### 3 保健福祉総合センターの機能強化

児童福祉法の一部改正に伴い、令和 6 年 4 月から母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供を行う「こども家庭センター」の機能を各区の保健福祉総合センターが担います。

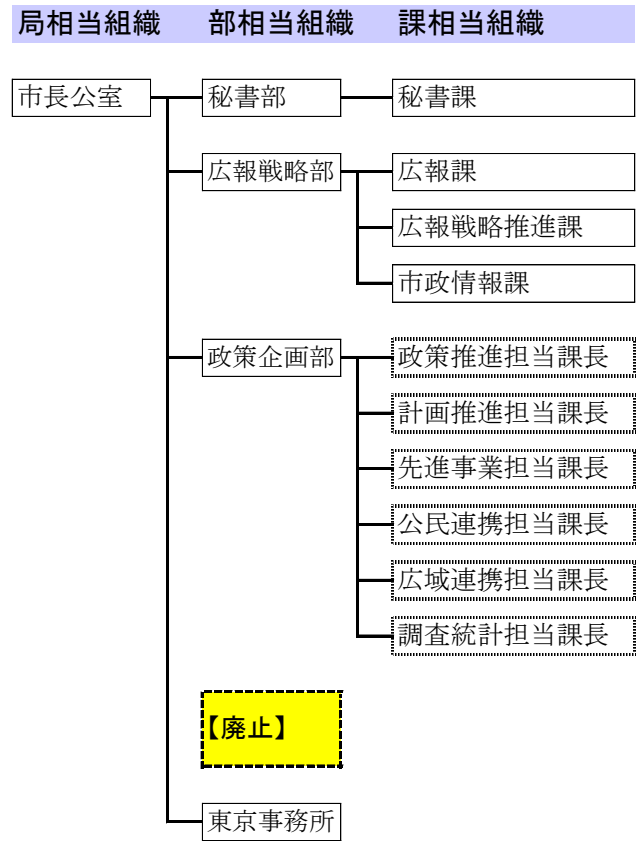
## 令和6年度 組織改正(案) 新旧対照表

(市長公室)

《 現 行 》

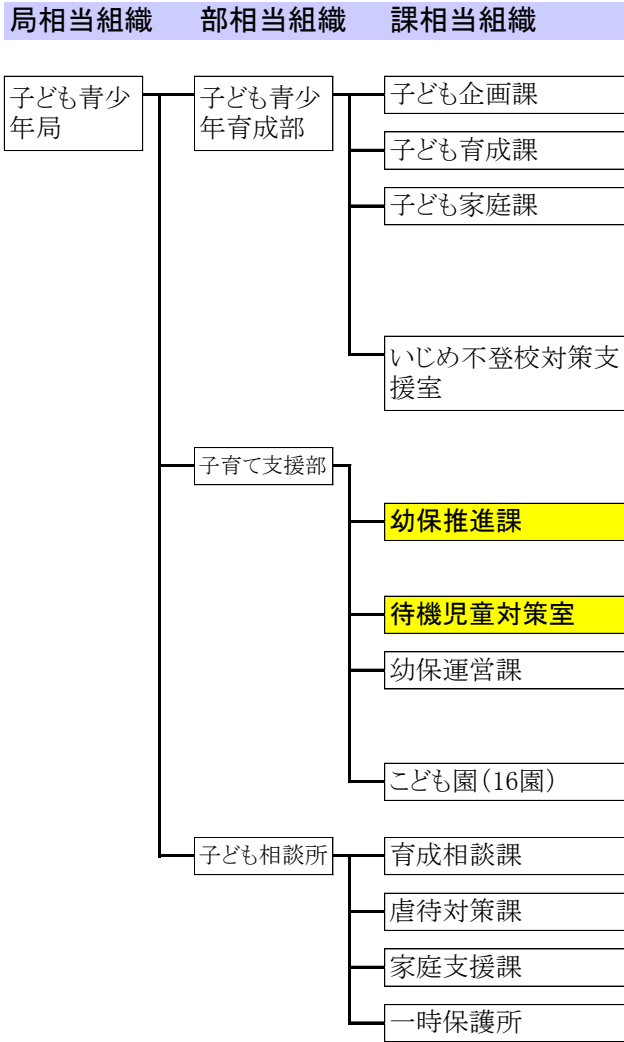


《 改正案 》

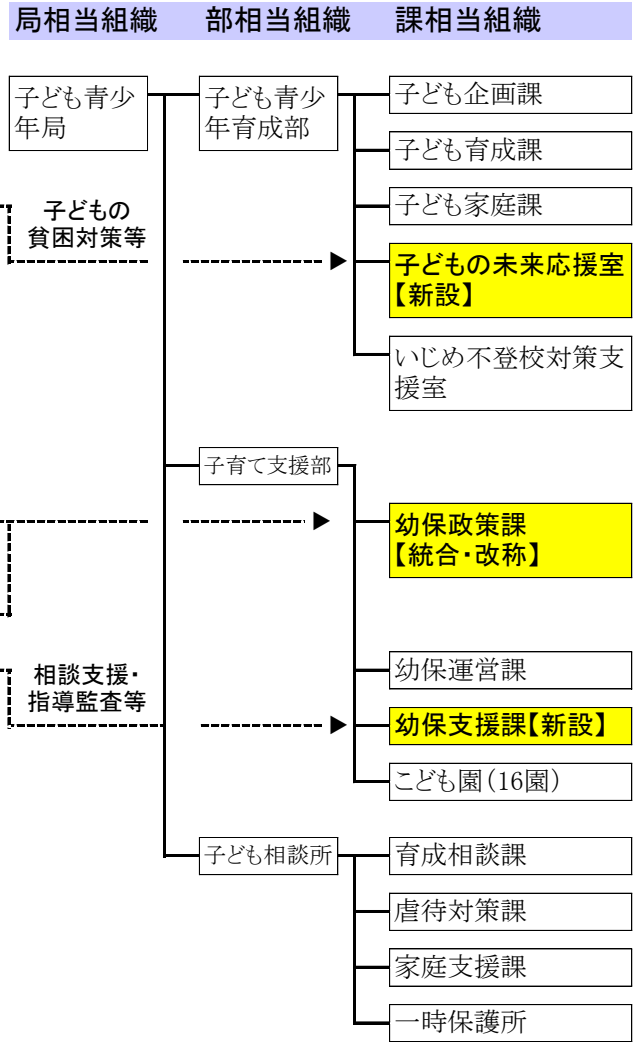


( 子ども青少年局 )

《 現 行 》



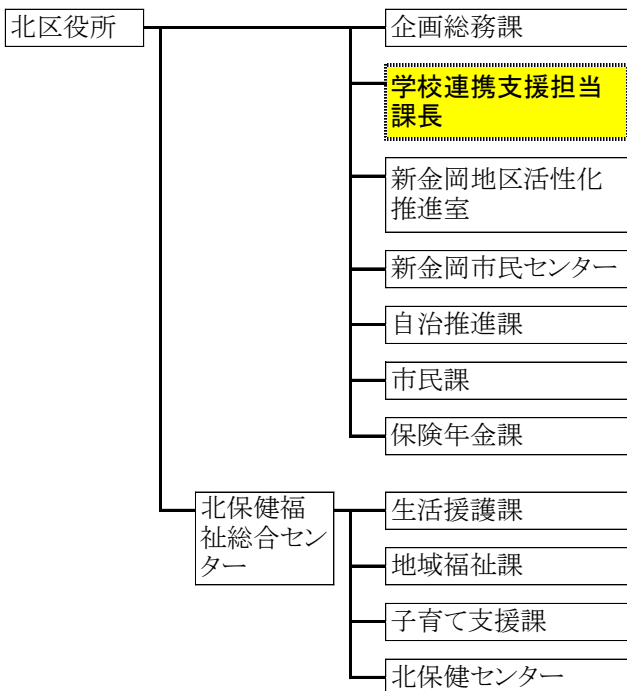
《 改正案 》



( 北区役所 )

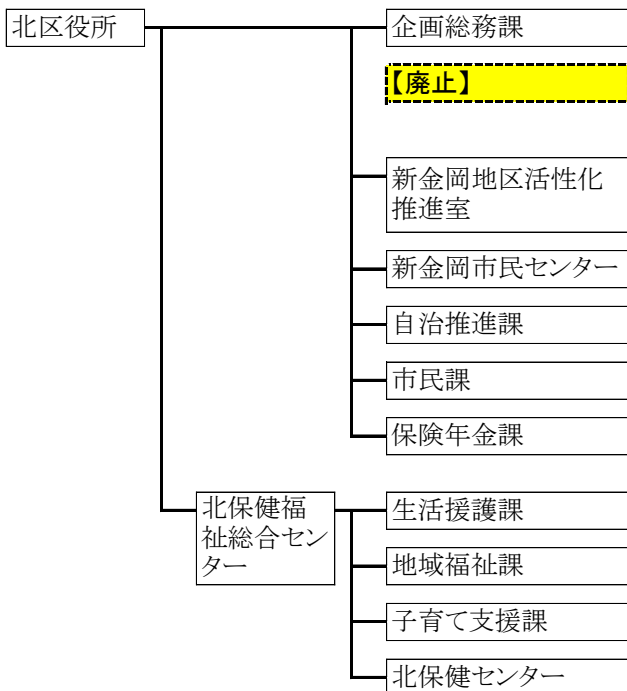
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

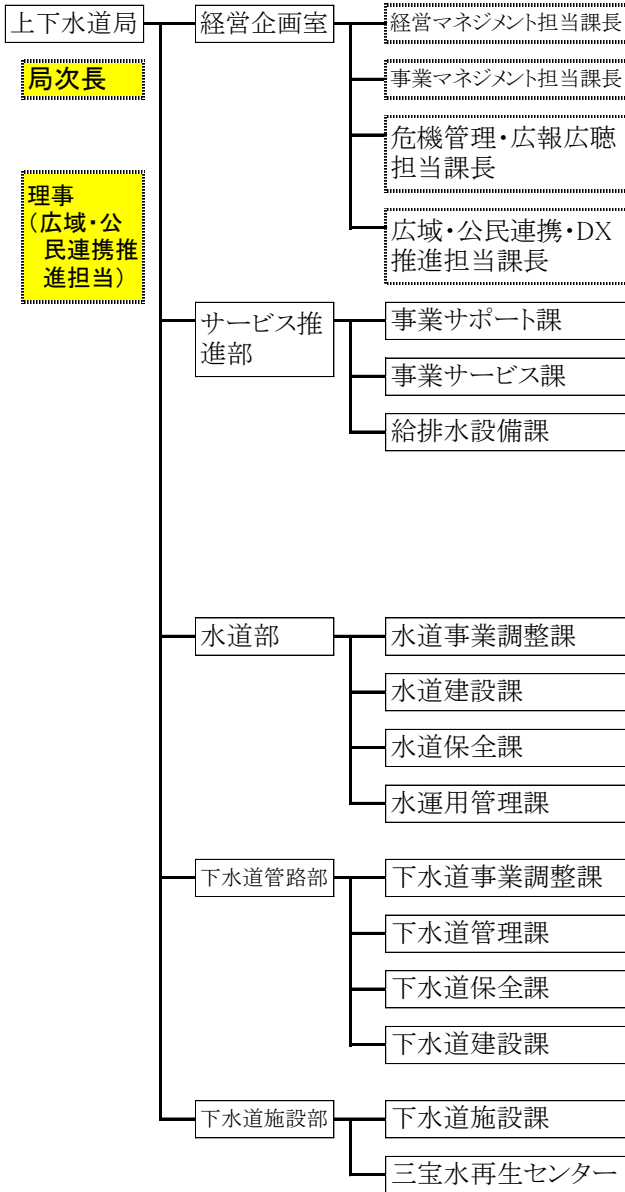
局相当組織 部相当組織 課相当組織



( 上下水道局 )

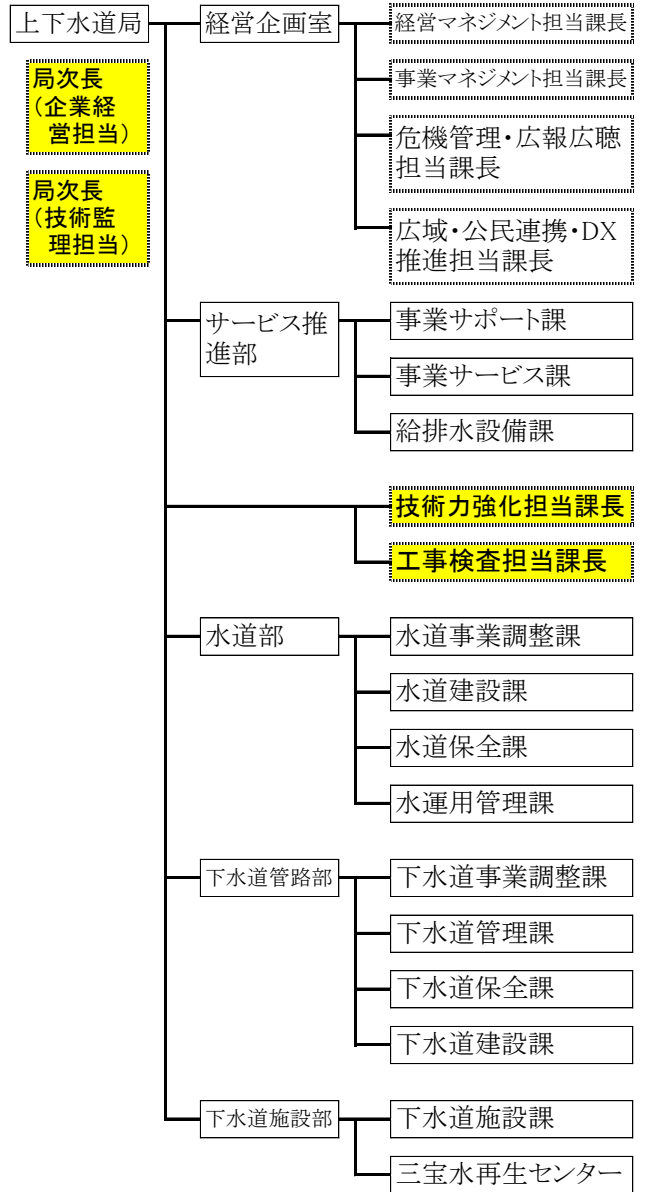
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織

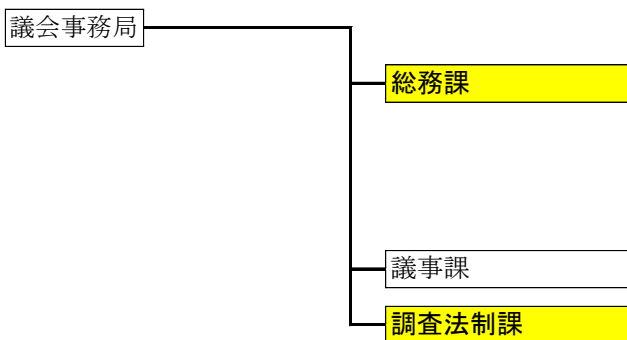




( 議会事務局 )

《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織

